

江 東 区 公 報

目 次

◎条 例

江東区事務手数料条例の一部を改正する条例(1) 2

◎規 則（教）

江東区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則(1) 5

◎訓 令

江東区広報事務規程の一部改正(1) 5
江東区役所出張所事務規程の一部改正(2) 6
江東区役所豊洲特別出張所事務規程の一部改正(3) 6

◎告 示

違法放置等物件の告示について(52) 7
指定障害児相談支援事業所の指定について(54) 7
保管自転車の処分について（令和 6 年 1 月下期）(55) 7
第 1 回区議会定例会の招集について(56) 7
保管自転車の処分について（令和 6 年 2 月上旬）(62) 8
行旅死亡人の告示について(70) 8
行旅死亡人の告示について(71) 8
建築基準法第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定に基づく道路位置の変更（一部取消し）について(72) 9

◎告 示（教）

令和 6 年第 2 回江東区教育委員会定例会の招集(3) 9
令和 6 年第 1 回江東区教育委員会臨時会の招集(4) 10

◎告 示（選）

江東区選挙管理委員会委員長の就任(4) 10
選挙人名簿からの抹消(5) 10
選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数、3 分の 1 の数及び 6 分の 1 の数(6) 10
令和 5 年 4 月 23 日執行の江東区議会議員選挙における候補者の選挙運動費用に關す

る収支報告書（第 3 回）の要旨(7) 10
令和 5 年 4 月 23 日執行の江東区議会議員選挙における候補者の選挙運動費用に關する収支報告書（第 4 回）の要旨(8) 11
令和 5 年 4 月 23 日執行の江東区長選挙における候補者の選挙運動費用に關する収支報告書（第 1 回）の要旨(9) 11
令和 5 年 4 月 23 日執行の江東区長選挙における候補者の選挙運動費用に關する収支報告書（第 2 回）の要旨(10) 11
令和 5 年 4 月 23 日執行の江東区長選挙における候補者の選挙運動費用に關する収支報告書（第 3 回）の要旨(11) 11

◎告 示（監）

包括外部監査人補助者の解任通知(1) 12
包括外部監査報告書の公表(2) 12
令和 5 年度第 3 回定期財務監査の結果について(3) 12

◎区 議 会

区議会議決事項 13
（令和 6 年第 1 回定例会）

条	例
---	---

江東区事務手数料条例の一部を改正する条例を
公布する。

令和 6 年 2 月 2 2 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第 1 号

江東区事務手数料条例の一部を改正する条
例

江東区事務手数料条例（昭和 3 3 年 3 月江東区
条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中 7 の項を 9 の項とし、同表 6 の項中
「事務」の次に「又は同法第 1 2 0 条の 6 第 1 項
の規定に基づく届書等情報の内容を表示したもの
を閲覧に供する事務」を加え、「1 件」を「又は
届書等情報の内容を表示したものの 1 件」に改め、
同項を同表 8 の項とし、同表 5 の項中「又は同
法」を「、同法」に改め、「事項の証明書の交付」
の次に「又は同法第 1 2 0 条の 6 第 1 項の規定
に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を
加え、

「 届出の受理証明書の交付手数料
届書等の記載事項証明書の交付手数料 」

を
「 届出の受理証明書の交付手数料
届書記載事項証明書の交付手数料
届書等情報内容証明書の交付手数料 」

に改め、同項を同表 7 の項とし、同表中 4 の項を
5 の項とし、同項の次に次のように加える。

6	戸籍法第 1 2 0 条の 3 第 2 項の規定に 基づく除籍電 子証明書提供 用識別符号の 発行（情報通 信技術を活用 した行政の推 進等に関する 法律第 7 条第 1 項の規定に より同法第 6 条第 1 項に規 定する電子情 報処理組織を 使用する方法 により除籍電 子証明書提供 用識別符号の	除籍電子 証明書提 供用識別 符号の発 行手数料	除籍電子 証明書提 供用識別 符号 1 件 につき 7 0 0 円	発 行 申 請 の と き
---	---	--------------------------------------	--	------------------------

発行を行う場
合（当該発行
に係る除籍電
子証明書の請
求が同項の規
定により同項
に規定する電
子情報処理組
織を使用する
方法により行
われた場合に
限る。）にお
ける当該発行
及び除籍電子
証明書提供用
識別符号の発
行に係る除籍
電子証明書の
請求を行う者
が同時に当該
除籍電子証明
書が証明する
事項と同一の
事項を証明す
る除かれた戸
籍の謄本若し
くは抄本又は
除籍証明書の
請求を行う場
合における当
該 発 行 を 除
く。）

別表第 2 の 3 の項中「第 1 2 0 条第 1 項」の次
に「、第 1 2 0 条の 2 第 1 項」を加え、「磁気デ
ィスクをもって調製された除かれた戸籍に記録さ
れている事項の全部若しくは一部を証明した書
面」を「除籍証明書」に、「除籍謄本」を「除籍
の謄本」に改め、「除籍の全部、個人又は一部を
証明した」を削り、同項を同表 4 の項とし、同表
2 の項の次に次のように加える。

3	戸籍法第 1 2 0 条の 3 第 2 項の規定に 基づく戸籍電 子証明書提供 用識別符号の 発行（情報通 信技術を活用 した行政の推 進等に関する 法律（平成 1 4 年法律第 1 5 1 号）第 7	戸籍電子 証明書提 供用識別 符号の発 行手数料	戸籍電子 証明書提 供用識別 符号 1 件 につき 4 0 0 円	発 行 申 請 の と き
---	---	--------------------------------------	--	------------------------

条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）

別表第2の1の項中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に、「戸籍謄本」を「戸籍の謄本」に改め、「戸籍の全部、個人又は一部を証明した」及び「戸籍の全部又は個人を証明した」を削る。

別表第6中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別表第7の1の部(1)の款イの項中

「 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	160,000円
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	200,000円

を削り、同款ウの項中

「 建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	160,000円
建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	200,000円

を削り、同部(2)の款イの項中

「 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	429,000円
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	500,000円

及び

「 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	789,000円
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	900,000円

を削り、同款ウの項中

「 建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	789,000円
建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	900,000円

を削り、同表2の部(1)の款イの項中

「 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	112,000円
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	140,000円

を削り、同款ウの項中

「 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	112,000円
---	----------

当該部分の床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの	140,000 円
----------------------------------	-----------

改正規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

を削り、同部(2)の款イの項中

「 当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え、25,000 平方メートル以内のもの	247,000 円
当該部分の床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの	290,000 円

及び

「 当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え、25,000 平方メートル以内のもの	427,000 円
当該部分の床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの	491,000 円

を削り、同款ウの項中

「 建築物の延べ面積が 10,000 平方メートルを超え、25,000 平方メートル以内のもの	427,000 円
建築物の延べ面積が 25,000 平方メートルを超えるもの	491,000 円

を削る。

別表第 8 中「手数料（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律）」を「手数料（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律）」に改め、同表 1 の項から 5 の項までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表 6 の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、同表備考 2 中「向上の一層」を「一層の向上」に改め、同表備考 3 及び備考 4 中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表備考 6 中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に改め、同表備考 8 から備考 10 までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附 則

この条例中別表第 2 及び別表第 7 の改正規定は令和 6 年 3 月 1 日から、別表第 6 及び別表第 8 の

規 則 （ 教 ）

江東区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 2 月 2 1 日

教育長 本 多 健一郎

教育委員 本 田 和 恵

◎江東区教育委員会規則第 1 号

江東区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

江東区立図書館条例施行規則（昭和 4 0 年 1 2 月江東区教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 9 条中「条例第 2 条」を「条例第 2 条第 1 項」に改め、「の図書館」の次に「及び同条第 2 項で定める分館」を加える。

附 則

この規則は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

訓 令

◎江東区訓令甲第 1 号

庁 中 一 般
出 張 所
事 業 所

江東区広報事務規程（昭和 4 0 年 4 月江東区訓令甲第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 2 月 2 9 日

江東区長 大久保 朋 果

第 2 条に次の 1 号を加える。

(5) シティプロモーションの推進

第 3 条第 2 号中「ケーブルテレビ」の次に「、ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス、FM ラジオ」を加え、同条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とし、同条第 7 号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、「連絡調整」の次に「に關すること。」を加え、同号を同条第 6 号とする。

第 6 条及び第 7 条を次のように改める。

（広報管理者、広報主任及び広報推進担当者の設置）

第 6 条 効果的な広報活動の推進及び広報事務の円滑な処理を図るため、江東区組織規則第 7 条に規定する課及び室、清掃事務所、江東区保健所処務規程（昭和 5 0 年 4 月江東区訓令甲第 3 8 号）第 4 条に規定する保健相談所、江東区教育委員会事務局処務規則（昭和 4 0 年 3 月江東区教育委員会規則第 3 号）第 2 条に規定する課及び室、江東図書館、選挙管理委員会事務局、監査事務局、区議会事務局等（以下「各課等」という。）に広報管理者、広報主任及び広報推進担当者を置く。

2 広報管理者は、各課等の課長（会計管理室次長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長及び区議会事務局次長を含む。以下同じ。）をもって充てる。

3 広報主任は、各課等の庶務担当係長をもって充てる。

4 各課等に広報推進担当者を 1 人以上置き、各課等の課長が任免する。

（広報管理者、広報主任及び広報推進担当者の職務）

第 7 条 広報管理者は、各課等の広報の責任者として、各課等が行う広報活動の方針の決定並びに部下の指揮及び監督を行い、効果的な広報活

動の推進及び広報事務の円滑な処理のための体制づくりに努めるものとする。

2 広報主任は、各課等が行う広報活動全体の進捗状況を把握及び管理するとともに、広報管理者の活動を補佐し、及び広報推進担当者の活動を支援するものとする。

3 広報推進担当者は、各課等が行う広報活動の実務中心者として、他職員への指導及び助言を行い、効果的な広報活動の推進に努めるものとする。

第 8 条の見出し及び同条第 1 項中「主任」を削り、同条第 2 項中「広報主任をもって構成し、政策経営部広報広聴課長が招集し、主宰」を「広報管理者、広報主任及び広報推進担当者をもって構成」に改め、同条第 3 項を次のように改める。

3 政策経営部広報広聴課長は、必要に応じて連絡会を招集し、会務を総理する。

第 8 条に次の 1 項を加える。

4 政策経営部広報広聴課長は、事案の内容に応じて、その都度連絡会に出席する者を指名する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

◎江東区訓令甲第 2 号

庁 中 一 般
出 張 所

江東区役所出張所処務規程（昭和 40 年 4 月江東区訓令甲第 13 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 4 日

江東区長 大久保 朋 果

第 1 条中第 10 号を削り、第 11 号を第 10 号とし、第 12 号から第 23 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

◎江東区訓令甲第 3 号

庁 中 一 般
出 張 所

江東区役所豊洲特別出張所処務規程（平成 27 年 9 月江東区訓令甲第 10 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 4 日

江東区長 大久保 朋 果

第 3 条の表住民係の項中

「10 住居表示の証明書の交付に関すること。

11 国民健康保険諸届出の受付、被保険者証

の交付及び保険料等の収納に関すること。

12 国民年金制度諸届出の受付に関すること。

13 介護保険制度諸届出の受付及び保険料等の収納に関すること。

14 後期高齢者医療制度諸届出の受付及び保険料等の収納に関すること。

15 妊娠届の受付及び母子健康手帳の交付に関すること。

16 転入学通知書の交付（補助執行）に関すること。

17 端末機に係る利用管理等に関すること。

18 特別区民税及び個人の都民税並びに軽自動車税の収納及び証明に関すること。」

を

「10 国民健康保険諸届出の受付、被保険者証の交付及び保険料等の収納に関すること。

11 国民年金制度諸届出の受付に関すること。

12 介護保険制度諸届出の受付及び保険料等の収納に関すること。

13 後期高齢者医療制度諸届出の受付及び保険料等の収納に関すること。

14 妊娠届の受付及び母子健康手帳の交付に関すること。

15 転入学通知書の交付（補助執行）に関すること。

16 端末機に係る利用管理等に関すること。

17 特別区民税及び個人の都民税並びに軽自動車税の収納及び証明に関すること。」

に改める。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

告 示

◎江東区告示第52号

道路法（昭和27年法律第180号）第44条の3第1項及び第2項の規定に基づき除去及び保管した違法放置等物件について、同法第44条の3第3項及び道路法施行令（昭和27年政令第479号）第19条の6第1項の規定により、下記のとおり告示する。

令和6年2月9日

江東区長 大久保 朋 果
記

物件の詳細	種別・数量	軽自動車・1台
	名称	ダイハツ ムーブ
	ナンバー	一宮580 そ 13-74
	色	白
放置されていた場所		江東区新木場三丁目9番6号地先路上
除去した日時		令和6年2月9日 午前9時35分
保管した場所		江東区資材置場
保管を始めた日時		令和6年2月9日 午前10時40分
返還時に必要なもの		身分を確認できるもの（証明書）及び印鑑 当該物件の所有者等であることを証する書面

◎江東区告示第54号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定に基づき事業所を指定したので、下記のとおり公示する。

令和6年2月9日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 設置者の名称及び主たる事務所の所在地
社会福祉法人のびのび福祉会
東京都江東区北砂7-9-1 太陽ベニヤビル1F
- 2 事業所の名称及び所在地
のびのび相談支援センター
東京都江東区北砂7-9-1 太陽ベニヤビル1F
- 3 指定年月日
令和6年2月1日
- 4 事業の種類

障害児相談支援事業

- 5 事業の主たる対象者
特定なし

◎江東区告示第55号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和60年10月江東区条例第28号）第15条第2項及び第23条第2項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから1か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第15条第3項及び第23条第2項の規定により、当該自転車を処分する。

令和6年2月13日

江東区長 大久保 朋 果

〔別紙省略〕

◎江東区告示第56号

下記事件につき、令和6年第1回江東区議会定例会を2月21日に招集する。

令和6年2月14日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 令和5年度江東区一般会計補正予算（第6号）
- 2 令和5年度江東区国民健康保険会計補正予算（第1号）
- 3 令和5年度江東区介護保険会計補正予算（第1号）
- 4 令和5年度江東区後期高齢者医療会計補正予算（第1号）
- 5 令和6年度江東区一般会計予算
- 6 令和6年度江東区国民健康保険会計予算
- 7 令和6年度江東区介護保険会計予算
- 8 令和6年度江東区後期高齢者医療会計予算
- 9 和解及び損害賠償額の決定について
- 10 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る協議について
- 11 仙台堀川公園周辺路線道路改良工事（A-1工区）請負契約
- 12 江東区白河保育園改修工事請負契約
- 13 江東区亀高保育園改修工事請負契約
- 14 江東区南砂第二保育園改修工事請負契約
- 15 議決を得た契約の契約変更について（江東区立明治小学校校舎その他改修工事請負契約）
- 16 江東区個人番号の利用並びに特定個人情報

の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

- 1 7 江東区事務手数料条例の一部を改正する条例
- 1 8 江東区職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例
- 1 9 江東区芭蕉記念館条例の一部を改正する条例
- 2 0 江東区深川江戸資料館条例の一部を改正する条例
- 2 1 江東区中川船番所資料館条例の一部を改正する条例
- 2 2 江東区区民体育館条例の一部を改正する条例
- 2 3 江東区夢の島総合運動場条例の一部を改正する条例
- 2 4 江東区営プール条例の一部を改正する条例
- 2 5 江東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 2 6 江東区こども発達センター条例の一部を改正する条例
- 2 7 江東区営住宅条例の一部を改正する条例
- 2 8 江東区高齢者住宅条例の一部を改正する条例
- 2 9 江東区立児童遊園条例の一部を改正する条例
- 3 0 江東区江東さっずクラブ条例等の一部を改正する条例
- 3 1 江東区立学校施設使用条例の一部を改正する条例
- 3 2 江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
- 3 3 江東区指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例
- 3 4 江東区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例
- 3 5 江東区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- 3 6 江東区福祉会館条例の一部を改正する条例

◎江東区告示第 6 2 号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 6 0 年 1 0 月江東区条例第

2 8 号）第 1 5 条第 2 項及び第 2 3 条第 2 項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから 1 か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第 1 5 条第 3 項及び第 2 3 条第 2 項の規定により、当該自転車を処分する。

令和 6 年 2 月 2 0 日

江東区長 大久保 朋 果

〔別紙省略〕

◎江東区告示第 7 0 号

行旅死亡人について

下記の者は、令和 5 年 8 月 2 1 日午後 0 時 4 0 分頃、東京都江東区新木場四丁目 8 番付近 荒川上にて死亡しているところを発見されました。遺体は身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管してあります。

心当たりの方は、当区生活支援部保護第二課まで申し出てください。

令和 6 年 2 月 2 8 日

江東区長 大久保 朋 果
記

- | | | |
|---|-----|--------------------------------------|
| 1 | 死亡人 | 本籍・住所・氏名不詳、5 0 ～ 7 0 歳代の男性 |
| 2 | 特 徴 | 身長約 1 7 5 センチメートル、中肉。黒色長袖シャツ、白色ステテコ。 |

◎江東区告示第 7 1 号

行旅死亡人について

下記の者は、令和 5 年 8 月 1 1 日午後 2 時 5 5 分頃、東京都江東区亀戸三丁目 5 9 番 1 8 - 1 0 4 号にて死亡しているところを発見されました。遺体は身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管してあります。

心当たりの方は、当区生活支援部保護第二課まで申し出てください。

令和 6 年 2 月 2 8 日

江東区長 大久保 朋 果
記

- | | | |
|---|-----|--------------------------------------|
| 1 | 死亡人 | 本籍・住所・氏名不詳、5 0 歳代の男性 |
| 2 | 特 徴 | 身長約 1 7 5 センチメートル、肥満。半袖シャツ、トランクspan> |

◎江東区告示第72号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく道路について、下記のとおり指定の変更（一部取消し）をした。

なお、関係図面は、本区都市整備部建築課において縦覧に供する。

令和6年2月28日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 変更（一部取消し）に係る道路の種類
法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 変更（一部取消し）の年月日
令和6年2月28日
- 3 変更（一部取消し）に係る道路の位置
江東区北砂四丁目1481番48の一部
- 4 変更（一部取消し）に係る道路の延長及び幅員
取消し 幅員3.12～4.37m 延長7.78m

告 示 （ 教 ）

◎江東区教育委員会告示第3号

下記により、令和6年第2回江東区教育委員会定例会を招集する。

令和6年2月6日

江東区教育委員会

教育長 本 多 健一朗
記

- 1 日時 令和6年2月9日（金）
午前9時30分
- 2 場所 江東区役所
- 3 議題

日程第1	議案第1号	令和5年度江東区一般会計補正予算（第6号）に関する意見聴取
日程第2	議案第2号	令和6年度江東区一般会計予算に関する意見聴取
日程第3	議案第3号	江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取
日程第4	議案第4号	江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則
日程第5	議案第5号	議決を得た契約の契約変更に関する意見聴取（江東区立明治小学校校舎その他改修工事）
日程第6	議案第6号	江東区立学校施設使用条例の一部を改正する条例に関する意見聴取
日程第7	議案第7号	江東区江東きつずクラブ条例等の一部を改正する条例に関する意見聴取
日程第8	議案第8号	江東区立図書館条例施行規則の一部を改

- 正する規則
 日程第 9 議案第 9 号 江東区芭蕉記念館条例の一部を改正する
 条例に関する意見聴取
 日程第 10 議案第 10 号 江東区深川江戸資料館条例の一部を改正する
 条例に関する意見聴取
 日程第 11 議案第 11 号 江東区深川江戸資料館条例の一部を改正する
 条例に関する意見聴取

4 報告事項

- (1) 江東区学校施設長寿命化計画の改訂案について ほか

◎江東区教育委員会告示第 4 号

下記により、令和 6 年第 1 回江東区教育委員会臨時会を招集する。

令和 6 年 2 月 16 日

江東区教育委員会

教育長 本 多 健一朗
記

- 1 日時 令和 6 年 2 月 20 日 (火)
午後 2 時
- 2 場所 江東区役所
- 3 議題
日程第 1 議案第 12 号 江東区学校運営協議会規則の一部を
改正する規則
- 4 報告事項
(1) 江東区奨学資金奨学生の決定について ほか
- 5 協議事項
(1) 区立図書館の臨時休館について

告 示 (選)

◎江東区選挙管理委員会告示第 4 号

江東区選挙管理委員会委員長に別紙の者が就任した。

令和 6 年 2 月 20 日

江東区選挙管理委員会

[別紙]

東京都江東区東砂二丁目 15 番 8 - 1017 号
小 西 典 子

◎江東区選挙管理委員会告示第 5 号

公職選挙法 (昭和 25 年法律第 100 号) 第 28 条第 4 号の規定により、江東区の選挙人名簿から、別紙のとおり 1 名を抹消した。

令和 6 年 3 月 1 日

江東区選挙管理委員会

[別紙省略]

◎江東区選挙管理委員会告示第 6 号

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律 (平成 16 年法律第 59 号) 第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに地方自治法第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和 31 年法律第 162 号) 第 8 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 40 万を超える数の 6 分の 1 の数と 40 万の 3 分の 1 の数とを合算した数並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項及び第 5 条第 15 項の規定による選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数は、次のとおりである。

令和 6 年 3 月 1 日

江東区選挙管理委員会

- 1 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数
8, 619
- 2 選挙権を有する者の総数の 40 万を超える数の 6 分の 1 の数と 40 万の 3 分の 1 の数とを合算した数
138, 490
- 3 選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数
71, 823

◎江東区選挙管理委員会告示第 7 号

公職選挙法 (昭和 25 年法律第 100 号) 第 1

92 条第 1 項の規定により、令和 5 年 4 月 23 日
執行の江東区議会議員選挙における候補者の選挙
運動費用に関する収支報告書（第 3 回分）の要旨
を、別紙のとおり公表する。

令和 6 年 3 月 1 日

江東区選挙管理委員会

〔別紙省略〕

江東区選挙管理委員会

〔別紙省略〕

◎江東区選挙管理委員会告示第 8 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 1
92 条第 1 項の規定により、令和 5 年 4 月 23 日
執行の江東区議会議員選挙における候補者の選挙
運動費用に関する収支報告書（第 4 回分）の要旨
を、別紙のとおり公表する。

令和 6 年 3 月 1 日

江東区選挙管理委員会

〔別紙省略〕

◎江東区選挙管理委員会告示第 9 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 1
92 条第 1 項の規定により、令和 5 年 12 月 10
日執行の江東区長選挙における候補者の選挙運動
費用に関する収支報告書（第 1 回分）の要旨を、
別紙のとおり公表する。

令和 6 年 3 月 1 日

江東区選挙管理委員会

〔別紙省略〕

◎江東区選挙管理委員会告示第 10 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 1
92 条第 1 項の規定により、令和 5 年 12 月 10
日執行の江東区長選挙における候補者の選挙運動
費用に関する収支報告書（第 2 回分）の要旨を、
別紙のとおり公表する。

令和 6 年 3 月 1 日

江東区選挙管理委員会

〔別紙省略〕

◎江東区選挙管理委員会告示第 11 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 1
92 条第 1 項の規定により、令和 5 年 12 月 10
日執行の江東区長選挙における候補者の選挙運動
費用に関する収支報告書（第 3 回分）の要旨を、
別紙のとおり公表する。

令和 6 年 3 月 1 日

告 示 (監)

◎江東区監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の3第8項の規定に基づき、包括外部監査人から包括外部監査人補助者の解任通知があった。
 ついては、同法第252条の3第9項の規定に基づき、下記のとおり公表する。

令和6年2月8日

江東区監査委員	松 土 英 男
同	藏 田 朝 彦
同	釧 先 美 彦
同	鬼 頭 たつや

記

1 包括外部監査人補助者を解任された者

高野 健二	東京都江東区豊洲五丁目 6番29-1521号
黒田 浩之	東京都江東区北砂四丁目 31番18アドルークビル1F
金子 良太	東京都江東区亀戸三丁目 46番15-1001号
生越 慎平	東京都江東区有明一丁目 4番20-817号
小泉 妙美	東京都江東区東砂七丁目 5番22-904号
嶋守 浩之	東京都江東区有明一丁目 3番1-1011号
幡田 宏樹	東京都江東区東雲一丁目 9番50-2909

2 解任された日

令和6年1月31日

◎江東区監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の3第3項の規定に基づき、別添「令和5年度包括外部監査報告書」のとおり公表する。

令和6年2月8日

江東区監査委員	松 土 英 男
同	藏 田 朝 彦
同	釧 先 美 彦
同	鬼 頭 たつや

〔別紙省略〕

◎江東区監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項、江東区監査基準（令和2年4月1日

江東区監査委員訓令甲第1号）第17条の規定に基づき、令和5年度第3回定期財務監査の結果を別紙のとおり公表する。

なお、釧先委員は、就任前のため、本監査には関与していない。

令和6年2月15日

江東区監査委員	松 土 英 男
同	藏 田 朝 彦
同	釧 先 美 彦
同	鬼 頭 たつや

〔別紙〕

令和5年度第3回定期財務監査報告書

第1 監査の範囲

1 監査の対象事項

令和3年度、4年度及び5年度における財務に関する事務の執行状況及び施設の管理状況について

なお、豊洲特別出張所については、令和4年度及び5年度における財務に関する事務の執行状況及び施設の管理状況について

2 監査の対象施設

- (1) 豊洲特別出張所
- (2) 出張所
富岡（区民館を含む）、大島、南砂（区民館を含む）
- (3) 福祉会館
東砂
- (4) 保育園
白河、塩崎、東陽、亀戸第三、大島第二、北砂、東砂第二、南砂第五、城東
- (5) 児童館
東陽、東砂、東砂第二、南砂
- (6) 江東きつずクラブ
きつずクラブ東陽児童館（東陽児童館所管）、きつずクラブ東砂児童館（東砂児童館所管）、きつずクラブ南砂児童館、きつずクラブ南砂（南砂児童館所管）

3 監査の実施期日

令和5年10月4日から同年12月1日までのうち2日間

第2 監査の手続

施設の概要及び歳入歳出予算の執行状況についての資料を求め、監査当日は、関係職員の説明を聴取しつつ、関係書類及び帳簿との照査突合を行うとともに、施設の内外についても必要と認める監査を実施した。

なお、施設の安全対策について重点監査項目として監査を実施した。

第3 監査の結果

監査対象施設の財務に関する事務については監査対象施設の財務に関する事務及び施設管理は、法令等に従い、おおむね適正かつ効率的に執行又は処理がされているものと認め

られ、重点監査項目である施設の安全対策についても、特に指摘する事項はない。

なお、監査の際に散見された誤記その他の事務上の軽微な誤りについては、関係部署に対し、口頭で改善を促した。

区 議 会

◎区議会議決事項（令和6年第1回定例会）

2月21日から3月28日まで会期37日間にわたって開会した令和6年第1回江東区議会定例会において、別記の事項を議決した。

1 議案（区長提出）

議案第10号 和解及び損害賠償額の決定について

議案第18号 江東区事務手数料条例の一部を改正する条例
（以上2月21日原案可決）

2 選任の同意（区長提出）

議案第38号 江東区監査委員選任同意方について

（2月21日同意）

3 議案（議員提出）

議案第1号 にしがき誠議員に対する辞職勧告決議

議案第2号 米沢和裕議員に対する辞職勧告決議

議案第3号 星野博議員に対する辞職勧告決議

（以上2月21日原案可決）

4 その他の議決事項等

防災・まちづくり対策特別委員会委員の辞任許可及び選任について

（2月21日許可及び選任）

副議長辞職許可について

（2月21日許可）

副議長選挙 小 嶋 和 芳（当選）

（2月21日選挙）

